

指定訪問介護事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人千曲市社会福祉協議会（以下「千曲市社協」という。）が開設する指定訪問介護事業所（以下「事業所」という。）が行う指定訪問介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するため管理運営に関する事項を定め、事業所の訪問介護員その他の従業者（以下「訪問介護員等」という。）が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定訪問介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 訪問介護員等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。

2 事業の実施にあたっては、保険者、指定居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業を行う各事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名 称	所在地
千曲市社会福祉協議会ヘルパーステーション	千曲市大字磯部1110番地1

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

(1) 管理者 事業所 1名

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

(2) サービス提供責任者 事業所 1名以上

サービス提供責任者は、事業所に対する指定訪問介護の利用の申し込みに係る調整、訪問介護員に対する技術指導、訪問介護計画等の作成等を行う。

(3) 訪問介護員等 事業所 3名以上

訪問介護員等は、指定訪問介護の提供に当たる。

(4) 事務職員 事業所 1名

事務職員は、必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営 業 日 年間を通して無休とする。

(2) 営業時間 午前6時から午後9時とする。

(3) 上記営業日、営業日以外でも電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(指定訪問介護の内容及び利用料金等)

第6条 指定訪問介護の内容は次のとおりとし、指定訪問介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問介護が法定代理サービ

スであるときは、利用料のうち各利用者の介護保険負担割合証に記載された割合に応じた額の支払を受けるものとする。

- (1) 身体介護（食事、排泄、入浴等）
- (2) 生活援助（清掃、洗濯、調理等）
- (3) その他生活等に関する相談及び助言その他要介護者等に必要な日常生活の世話

（事業の実施区域）

第 7 条 通常の事業の実施区域は、千曲市、坂城町、長野市篠ノ井とする。

（緊急時等における対応方法）

第 8 条 訪問介護員等は、訪問介護を実施中に、利用者の病状に急変や緊急事態が生じた場合は、速やかに家族に連絡するとともに、必要に応じ医師等に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告する。

（虐待の防止のための措置に関する事項）

第 9 条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講ずる。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
 - (3) 従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的を開催するために検収計画を定める。
 - (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、再発の確実な防止策を講じるとともに、千曲市へ報告する。

（その他運営についての重要事項）

第 10 条 事業者は、訪問介護員等の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後 6 ヶ月以内
 - (2) 継続研修 年 1 回以上
- 2 訪問介護員等は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を厳守する義務を負う。
- 3 訪問介護員等であった者は、訪問介護員等でなくなった後においても、引き続き前項に規定する義務を負う。
- 4 訪問介護員等は、常に清潔保持及び健康管理に努め、特に訪問後は、手、爪、指を洗浄するなど感染予防に十分留意する。
- 5 事業所は、指定訪問介護に関する諸記録を整備し、その完結の日から 2 年間（身体拘束、事故及び苦情に関する記録は 5 年間）保存するものとする。
- 6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は千曲市社協と事業者の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、平成 16 年 4 月 1 日から適用する。

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から適用する。

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 28 年 3 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 30 年 8 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 4 年 6 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。